

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 4 2 号

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 2 0 年瀬戸市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7 5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> (1)から(4)まで <省略> 3 <省略>	(期末手当) 第 5 条 <省略> 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 1 0 0 分の 4 5 を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 1 7 0 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> (1)から(4)まで <省略> 3 <省略>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 6 日から施行する。
- 2 改正後の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。